CHIYODA CITY
広報 千代田
平成14年（2002年）
7/12臨時号
代表電話 ☎3264-2111
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

Q&Aコーナー

区の行財政の状況 …… 4・5
建築計画の早期周知に関する条例 …… 6
安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例 …… 7
コミュニティ事業 …… 8

よりよい千代田を目指して

区は、地方自治法上の基礎的な自治体として、自己決定・自己責任のもと、独自性・独創性ある区政確立に向けて、平成13年度に第三次長期総合計画を策定しました。

また、今日の厳しい社会・経済状況の中にあっても、新たな区民のニーズにこたえ、質の高い行政サービスを提供していくために、今年３月に「行財政改革に関する基本条例」を制定、強固な行財政基盤の確立に努めているところです。

現在、区がどのような状況にあるか、また、それに対してどのような施策を展開し、何を目指そうとしているのかといった点について、６月７日から24日にかけて開かれた平成14年第２回区議会定例会の開会における区長のあいさつを紹介し、関連する質問にお答えします。

石川雅己区長

区の行財政状況について

〔区の財政の現状〕

「入るを量りて出ずるを制する」ことは、財政運営の基本です。

これは、家計でいえば、毎月の給料で毎月かかる衣食住に要する経費などを賄うことを意味しています。

区の財政状況でいえば、区の収入の代表格は、区民の皆さんが直接ご負担される税です。

その根幹をなすものは、区民税の約80億円、たばこ税の約40億円、地方消費税交付金の約80億円であり、合計約200億円となっています。

一方、区の支出の代表的なものが区職員の給与費などの人件費であり、これが約140億円、区民施設の維持管理経費が約50億円となっています。

このように、毎年見込める収入のほとんどすべてが、毎年支出する区職員の人件費や施設の維持管理費等で消費されています。

昨年８月に公表した「財政白書」においても、このままの財政運営を継続すれば、平成18年度には、人件費や施設の維持管理費などの毎年支出される経費に、区民税などの毎年収入が見込める財源のほとんどが消費され、新たな施策を打ち出したり、これまでの施策のレベルアップをするための財源がほとんど無くなってしまうことを明らかにしました。

家計でも、収入が支出に足りなければ、衣食住などの生活改善のための工夫をして、節約に取り組まれることと思います。

区政とて全く同じです。

〔行財政構造改革の推進〕

将来の区の健全な財政運営を考え、毎年かかる経費である、区職員の人件費や施設の維持管理費などを縮減する一方、福祉、教育、まちづくりなど区民生活の質的向上を図っていくこととし、本年３月「行財政構造改革推進大綱」を策定し、行財政改革などの内部努力に取り組みました。

▲区議会定例会での区長あいさつの様子

具体的には、職員定数は、内部管理をはじめとするさまざまな部門で削減を進め、今後５年間で、約300人の職員定数削減に取り組み、約1,000人の職員体制を目指すこととしました。

平成14年度は、総額で約16億円を削減しましたが、18年度までの５か年の行財政構造改革による効果額は、122億円余りを見込んでいます。

以上のように、区が徹底的な内部努力を行う一方、区民の皆さんが日常利用される施設やサービスのうち、保養施設や講座・講習会などの選択的サービスについては、コストの実態を踏まえるとともに、利用者間の負担の公平化を図りました。

一例をあげますと、箱根千代田荘は、１人１泊12,800円の経費がかかりますが、利用した方が負担している金額は6,200円で、利用者の負担率としては約50パーセントにすぎず、残りの6,600円は区民の皆さんの税で賄われています。

また、区民館・区民会館運営費では、利用１件当たり32,200円の経費がかかりますが、利用した方が負担している金額は1,600円で、利用者の負担率としては５パーセントにすぎません。

さらに、学童クラブについては、在籍児童１人当たり年約55万円の経費がかかっていますが、利用した方の負担はゼロでした。

これでは、現実に利用した方と利用しなかった方で、負担に不公平が生じることになります。

これらの実態を踏まえ、施設使用料等を改定し、一定の負担をお願いすることとしました。

その際、区民の皆さんの大幅な負担増を避けるため、従来の減免の考え方を維持することはもとより、例えば、保養施設利用料金の高齢者への配慮や区民料金と区民外料金、季節料金等を導入する工夫をしました。

〔区民生活を支える施策の確実な予算化〕

こうした区の内部努力等により生み出された財源を、直接区民の皆さんに還元する形で、区民生活に直接かかわる施策は確実に予算化しました。

具体的には、子育て施策として、千代田小学校内に全国的にも珍しい民設民営の学童クラブ「アフタースクールさくら」の設置に2,000万円、保育園では、特に０～２歳の待機児解消に1,200万円、福祉施策としては、地域福祉タクシー「風ぐるま」のルート増設など全体で約１億円、また、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して在宅サービスが受けられるよう、施設介護と在宅介護の格差を埋め、介護保険本来の目的である在宅生活の向上を図るために3,400万円、住宅施策としては、区民の皆さん方の子ども世代を呼び戻したいという強い要望にこたえ、子育てファミリー世帯等の親元近居助成に7,200万円、教育施策としては、学校週５日制への対応に1,300万円、中学校の完全給食の実施で約２億円、などです。

〔行財政改革に関する基本条例の制定〕

今後の財政運営は、単年度だけでなく、中長期的な視点からも、財政状況を把握し、将来にわたっ

☆「広報千代田」は毎月5日と20日に新聞折り込みでお届けします☆

R100
古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています

て「強い財政」を構築することが極めて重要です。そのため、本年３月には、平成14年度から18年度までの中期財政計画を策定するとともに、「行財政改革に関する基本条例」を区議会で議決いただきました。

区の事務事業は、すべてコストだけで測れるものではありませんが、今後は、区の行政サービスにかかるコストを区民の皆さんにお知らせするとともに、「基本条例」に基づく財政指標をガイドラインとした財政運営を行い、将来にわたり質の高い行政サービスを継続的、安定的に提供できる財政基盤を確立していきます。

建築計画の早期周知に関する条例について

〔条例制定の背景〕

近年の千代田区における建築は、都心居住志向の高まりや、土地の高度利用の進展、あるいは、低未利用地を含めた市街地の更新などにより、マンション等の建設が活発化していますが、これに伴って、規模の大きな建築物や学校の周辺に建つ建築物については紛争が増加し、解決も困難になってきています。

そこで、今回、大規模な建築物や学校等の周辺に建つ建築物については、現行条例の前段階において、建築主が地域関係者等に対して、できるだけ早い時期に、分かりやすく、計画内容を周知していただくための手続きを定める条例を提案しました。

〔条例の内容〕

現行の「建築紛争の予防調整条例」では、建築物の延べ面積が10,000㎡を超えるものは東京都、それ以下は区の所管となっていますが、今回の早期周知に関する条例は延べ面積3,000㎡以上の建築物を対象としています。

これは、23区でも初めての試みであり、この条例により、建築主と周辺住民等との良好な関係のもとでの円滑なまちづくりに資するものと考えています。

※６月24日、区議会において議決されました。

秋葉原地域開発について

〔これまでの経緯〕

秋葉原地域は、従来、東京都が開発計画や事業化の主体となって、土地利用の方針や区画整理事業等を進めてきており、地元要望の非常に強い「公共駐車場の確保」や「秋葉原駅東口の駅舎改良を含むバリアフリー化」、さらには、「東西自由通路の確保」といった課題は、積み残されたままの状態でした。

こうした課題を放置したまま具体的な開発が進むと、将来にわたり課題解決は望めない状況になることから、区はこの１年、先頭に立ってこれらの課題解決に取り組んできました。

その結果、都有地の公共駐車場500台をはじめとして、地区全体で1,500台の駐車場を確保させるとともに、秋葉原駅東口広場整備につきましても、国や都などの負担を最大限求めつつ、区が主体となって事業を推進するなど、課題解決の道筋をつけてきました。

〔まちづくり推進協議会の設置〕

去る４月10日には、区が中心となり、地元区民や商工業者、開発業者、行政等の三者が同じテーブルにつき、相互の協調のもと、まちづくりを推進していくことを目的に、「秋葉原駅付近地区まちづくり推進協議会」を設立しました。

その中で、わたくしは、区はもとより、区議会や地元の皆さん方の長年にわたる「当地区のまちづくり」の検討や、都市基盤整備の合意に至る経緯など、地元が汗を流してきたことの意味と重みを各開発事業者の方々に説明し、理解と協力を求めました。

すなわち、今後の開発にあたって、各開発事業者は今までの議論の積み重ねや当地区の置かれた状況を十分踏まえるとともに、環境にも十分配慮した開発となるよう、強くお願いしたところです。

都市再生法の施行に向けた対応について

都市再生特別措置法の公布に伴い、近々、国が都市再生緊急整備地域を指定することになっています。

緊急整備地域の指定は、都市の魅力と国際競争力を高め、住みやすい都市環境と機能的な都市空間の確保、低未利用地を含めた市街地の適正な更新など、民間の活力による創意と工夫に満ちたまちづくりを進めるための有力なメニューのひとつと考えています。

まちづくりは地域の合意形成が重要であり、開発者と地域の関係者等の十分な話し合いがなされるよう、区も調整者の役割を迅速に果たしていきます。

なお、緊急整備地域は、法に基づき国が地方公共団体の意見を尊重し指定することになっています。

区としては、我が国の代表的なビジネス拠点であり、歴史と文化を生かしたうるおいと風格あるまち並みの形成を図る大手町・丸の内・有楽町地区、ＩＴ（情報通信技術）関連産業などの新しい機能や交通拠点機能の強化を図る秋葉原地区、そして、その２つの地区を連携する地区をまず緊急整備地域に指定すべきものと考えています。

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例について

〔条例制定の背景〕

区内の生活環境については、これまで区民の皆さんをはじめさまざまな方々から、「歩きたばこ」や「ポイ捨て」、「置き看板の乱立」など、まちの環境を著しく悪化させている状況を何とかしてほしい、という強い要望が寄せられていました。

昨年度実施した「ふらっと区長室」でも、さまざまなご意見を伺いましたが、この千代田区を安全できれいなまちにしてほしい、というのが皆さんの最大のご要望でした。

わたくしも神田駅周辺で地域の皆さんや職員と一緒に清掃を行いましたが、わずか30分ほどで、45リットル入りのごみ袋が吸い殻でほぼ一杯になりました。

収集を行ったのは水曜日でしたが、月曜日にはこの２倍は集まるというのが、日常収集にあたっている職員などの声です。また、清掃事務所の職員がごみ集積所から集積所まで移動する間に拾い集める路上の空き缶やペットボトルは、１日に家庭用のごみ袋で20袋、１か月では約１トンに及びます。

また、人通りの多い中での歩きたばこも横行し、とりわけ、子どもたちや車いす等の歩行者などにとっては、非常に危険な状況も日常的に生まれています。

この首都東京の中心、人間の身体で言えば心臓部にもあたる千代田区を絶対にきれいにしようというのが、区民の総意であるとわたくしは受け止めています。

そのため区では昨年来、庁内に検討組織を設置し、区民や事業者ならびに関係行政機関等との調整を進めてきました。

その結果、区民の切実な願いである、安全で快適な都市環境づくりを実現するため、千代田区にかかわるすべての人が協力して、吸い殻・空き缶のポイ捨てや、路上の置き看板の放置などのないまちづくりを目指して、本条例を提案することとしました。

〔条例の内容と今後の取り組み〕

条例の基本的な考え方は、「区および区民・事業者などすべての人が主体的かつ具体的な行動を通じて、安全で快適な都市をつくっていく」ということです。

今後、地域の方々と協議しながら、特に生活環境の改善を図る必要があると思われる地区を、「環境美化・浄化推進モデル地区」「路上禁煙地区」などに指定し、啓発活動や指導、取り締まりなどを重点的に取り組んでいきます。

また、指定地区内を毎日職員が巡回するなど、わたくしをはじめ職員も一丸となり、区内４警察署とも協力・連携して、徹底的・集中的に取り締まりを行うなど、生活環境の美化・浄化に取り組んでいきます。

さらに、指定地区ごとに、区民・事業者等による自主的な「環境美化・浄化推進団体」を設置していただき、路上障害物などに対

▲区職員による「安全で快適な生活環境の整備に関する条例の周知キャンペーン」JR駅前にて

する啓発活動、指導にあたっていただくとともに、定期的に、区・所轄警察等関係行政機関などと合同で、指導・警告を行うほか、場合によっては、強制撤去や警察に告発を行うなどの規制手段も考えています。

※６月24日、区議会において議決されました。

介護保険について

〔自立の支援に向けて〕

介護保険の主旨は自立の支援にあります。

わたくしは、区民の方々が介護サービスを受ける生活を自然なこととして受け止め、地域で自分らしく生き生きと安心して暮らせるようにすることが、介護保険の理念である自立の支援であると考えています。

自立支援を進めることは、すなわち利用者が主体的に自らの権利と選択によってサービスを利用できるようにしていくことにほかなりません。このためには、適正な負担のもとに、在宅生活を重視した質の優れた介護サービスを、量的にも十分に提供していくことが重要です。

平成15年度からの介護保険料の改定を控え、国においても介護報酬改定の論議が本格化しています。

本区においては、自立支援の理念のもと、広範な声に耳を傾けながら、区民本位の介護保険制度の運営を、安定的かつ持続可能な身近な社会保障として、今後も積極的に施策を展開していきます。

特に、居宅サービスと施設サービスのバランスのとれた基盤の整備や保健、福祉、医療の連携のとれたサービス供給の体制づくり、また、介護を予防する、高齢者にやさしい健康づくりは、重要な施策であると考えています。

他方、介護保険が発足して２年が経過した中で、さまざまな課題に対応してきました。

例えば、介護保険の支給限度を使い切った方々へ、施設入所とそん色の無いサービス量を大幅に一般施策で上乗せする「在宅サービス特別給付事業」を創設しました。

具体的には、要介護５の方については、介護保険の支給限度の金額換算月額の約38万円に加えて、月に約12万円分のサービスが上乗せして利用可能となります。

今後もこのような自立の支援に向けた利用者本位の施策を着実に積み上げていきます。

〔支え合いの充実〕

さらに介護保険は支え合いの制度でもあります。

介護保険の担い手は、被保険者、利用者、事業者、ケアマネージャー、区、そして、本区が独自に設けている介護保険オンブズパーソンなど、大変多岐にわたっています。

これらの担い手のすべてが、利用者本位の質の高い介護保険事業の推進に取り組んでこそ、介護保険制度が利用者本位の福祉サービスシステムの定着へとつながるものです。

こうした観点から区では、千代田区の地域特性を踏まえて、主に次の３つの仕組みを独自に実施しました。

第１は、「地域ケア会議」の設置。第２は、区独自に「介護保険オンブズパーソン」を設けたこと。第３は、「介護保険サービス評価事業」です。

これら３つの仕組みを、今後も有機的に活用していくことが、本区の介護保険制度のさらなる充実へとつながるものと期待しています。

〔事業者等評価の実施〕

これらの施策の成果として発表した報告書のうち、「事業者・保険者評価結果報告書」の特色は、まず、サービスの受け手である利用者が、その事業者のサービス内容を区の設定した基準により、段階的評価をしたこと。次に、事業者自身も自らのサービスを、基準に基づき５段階の自己評価をしたこと。さらに、介護保険を担当している区の介護保険課についても利用者、事業者から５段階の評価を受けたことです。

こうしたやり方で、介護保険18種類のすべてのサービスと事業者、さらに介護保険課の対応までも評価し、事業者名も明らかにして公表するのは全国初の画期的な取り組みです。

学校週5日制について

制度のスタートにあたり、学力低下やゆとりの時間の過ごし方などのさまざまな懸念の声もあり、区としても制度の円滑かつ効果的な実施に向け、事前の準備を進めてきました。

また、教育委員会では、児童・生徒や保護者の考え方、休日の過ごし方の実態を把握するため、本年４月に小学校２年生から中学校３年生までの全児童・生徒および保護者を対象としたアンケートを実施しました。

このアンケートの結果によりますと、学校週５日制の完全実施に伴い、保護者の方々が「親子の触れ合いが深まる」、「自然や人々と触れ合う時間が増えた」という肯定的な受け止め方をしている反面、休みの時間の使い方や生活のリズムの乱れ、学力低下を心配する意見も多いという実態がわかりました。

また、小・中学校の８割以上の保護者の方々が、休日となる土曜日を中心に、学習教室やスポーツ・文化教室等が開かれれば子どもたちを参加させたいという意向をもっていることも明らかになりました。

このため、今までの検討内容や今回のアンケート結果を踏まえ、全幼稚園・小学校・中学校で学習相談室やスポーツ・音楽等の文化的活動の機会と場を提供するメニューを用意し、５月18日の第３土曜日から順次各教室をスタートしています。

地域コミュニティ活性化事業について

地域コミュニティ活性化事業については、初年度にあたる平成13年度は、町会をはじめ、商店街、ＰＴＡ、企業、各種団体等で構成される実行組織が各地域において設置され、大変活発な論議を積み重ねた上、本年３月を中心に、各地域の特色を出したさまざまな事業が実施されたところです。

去る４月６日には、各地域の実行委員等の方々にお集まりいただき、地域ごとの成果をご報告いただきましたが、その中では、「ふだん、同じ地域で生活していても接触の無かった人と知り合うことができた」「何も無いところから事業を作り出すことの大変さ、面白さを体験することができた」「これまでの事業にかかわっていなかった層の参加を得ることができた」などの感想が寄せられています。

しかしながら一方では、地域にこの事業の趣旨が伝わらず、理解がいただけなかったというご意見も聞いています。

こうしたさまざまな受け止め方がなされていますが、大勢の皆さんが各地域でイベントを楽しまれたこともさることながら、事業実施の準備にあたって、広範な区民の方々が会議を重ね、意見を交換しながら、自分たちの力で実現したというプロセスが重要であり、地域コミュニティの醸成に大きな財産となったものと考えています。

ちよだフェスについて

去る４月９日に本年度の実行委員会が発足し、内容の検討と準備が開始されています。

ちよだフェスは今回、第10回目を迎えることとなりますが、それに加え、江戸開府400年記念事業のプレイベントと位置づけて開催することとしています。

開催日が10月４日・５日と決定され、準備期間が４か月を切っているという制約はありますが、地域コミュニティ活性化事業の一部をちよだフェスの中で実施するなど、両事業の連携をとる形態で実施していきたいと考えています。

江戸開府400年記念事業について

本事業は、平成15年の江戸開府400年を契機として、江戸・東京が蓄積した歴史や文化を振り返ると同時に、地域の活性化や産業の発展、学術の振興などを図りながら新たな文化を創造し、魅力と活気にあふれる100万人都市千代田区を創出・発信するとともに、全国や世界との交流を通じて、21世紀という新たな時代を切りひらく活力を社会にもたらすことを目的として実施するものです。

本事業の検討状況といたしましては、去る４月25日の第３回実行委員会においてシンボルマークを決定し、基本構想と合わせて公表したところです。

今後、各種ＰＲに幅広く使用し、江戸開府400年の周知に活用していきます。

また、インターネットを利用したホームページ「江戸net」を今月から開設するなど、江戸開府400年記念事業の本格的な広報に取り組んでいきます。

一方、基本構想の中では、シンボル事業をはじめ、記念事業全体の核となる17の事業案が盛り込まれていますが、今後はより詳細な基本計画を進めていきます。

※「江戸net」は６月24日に開設しました。URL http://edo400.net

▲昨年のちよだフェス

Q&Aコーナー

千代さん（区民）

区長

区の行財政の状況に関するQ&A

問合せ　企画総務課、財政課

区の財政状況は本当に苦しいのですか？

長引く景気の低迷や恒久的な減税の実施による影響で、区の収入は近年減少傾向をたどっています。平成12年度の区税収入（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税）は128億円と、平成3年度と比べ68億円も減少しています。この結果、千代田区は、区の支出における職員の人件費は34.7％（23区平均は28.5％）、施設の維持管理経費を含む物件費が20.7％（23区平均は15.2％）と高い割合を占めているのが現状です。

このように、税収などの伸びが期待できない一方で、既存の制度や事業を前提として今までどおりの財政運営を続けていくと、近い将来、区民の皆さんに対する新規施策や施策のレベルアップのためのお金が使えない状況になります。

厳しい財政状況の中でも、区民の皆さんに対して、質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくための「強い財政」を確立することが、今求められていると考えています。

財政状況が厳しいならば、区が自ら経費節減に努めるべきであって、なぜ使用料等を改定しなければいけないのですか？

区民の皆さんの家計でも、収入が支出に足りなければ、さまざまな工夫をして節約に努めることと思います。

区も、まず区職員の人件費や施設の維持管理経費の節減など、区の内部努力の徹底に取り組むこととしました。

それでも不足する部分について、利用する方と利用しない方との負担の公平も考慮し、区民施設の使用料等の改定という形で区民の皆さんに一部ご負担をお願いしたところです。

こうした中でも、平成14年度予算においては、区の行財政改革の成果や区民の皆さんのご負担を、皆さんの生活に直接かかわる「施策」として確実に予算化し、区民の皆さんに還元したところです。

区民施設の利用などの行政サービスは、すべて税金で賄うべきではないですか？

行政サービスの中には、道路や公園などのように、設置・管理の費用が区民の皆さんが負担する税で賄われるものも多くあります。

一方、保養施設や講座・講習会のように、皆さんの選択により利用するサービスもあります。

こうした、区民の皆さんの選択にゆだねられているサービスまで、一律に区民の皆さんの税で負担するとなると、利用する方と利用しない方との間で負担に不公平が生じます。そのため、利用と負担が明確に対応するサービスについて、サービスを受けた人が適正かつ公平に費用を負担する仕組みをつくる必要があります。

今年4月から施設利用料等を改定させていただいたのも、こうした考え方によるものです（学童クラブ育成料については7月から）。

使用料等の改定幅があまりにも大きいようですが？

使用料等の改定にあたっては、平成13年8月に公表した「財政白書」のコスト分析結果を踏まえ、利用者の皆さんの負担の急増を抑制するため、原則として1.5倍を改定の目安としました。

例外的に、類似の施設については、施設の開設時期等の違いによる施設間の料金のアンバランスを解消したため、結果として1.5倍を超える施設もあります。

なお、区民料金と区民外料金を別にしたり、季節料金を設けるなどの工夫を凝らすとともに、地域自治団体や区民自主グループに対しては、減免措置も講じています。

財政状況が厳しいならば、江戸開府400年記念事業や市街地再開発事業の経費を振り向ければよいのではないでしょうか？

江戸開府400年記念事業は、平成15年の江戸開府400年に向けた、今後の千代田区のコミュニティ活性化の起爆剤ともなりうる事業であり、臨時的・時限的事業です。したがって、後年度に負担を転嫁することはありません。

また、市街地再開発事業は、快適なまちづくりを進める主要な事業手法の一つであり、千代田区のまちづくりにおいても、その促進を図っていく必要があります。しかも、その事業費の半分は国庫補助金、残りが都区財政調整制度の交付金で措置されており、区民税等の財源は事業費に使ってはいません。したがって、事業を実施しない場合は、国からの補助金や都からの交付金が減るだけで、その経費を他に振り向けられるという性格のものではありません。

基金を使えば、区財政は安泰なのではないですか？

平成13年度末現在、区には約529億円の基金があります。基金は、家計でいえば「貯蓄」です。施設の建設などでは、この基金を活用することで、元利償還の後年度負担が大きい長期借り入れを行わず、区債（借金）に依存しない財政運営を行ってきました。その結果、基金残高もピーク時の約3分の2まで減少してきています。

基金を施設建設費のみならず、使用料等の減収分にあてることは、家計でいえば貯蓄を取り崩して衣食住の生計費にあてることです。これでは、いずれ基金は底をつき、生計を維持することすらできなくなります。

区財政の最大の課題である区職員の人件費や施設の維持管理費など、毎年度必ずかかる経費を縮減するとともに、将来にわたり、区民の皆さんに対し、質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供できる財政基盤の確立を目指すことが重要と考えています。

経費の削減や使用料等の改定を行えば、将来的にも区は大丈夫なのですか？

節約や一時的な収入の増加だけでは、将来にわたり安定した行財政運営を継続していくことは困難です。そのためには、はっきりした数値目標を定め、計画的に行財政構造改革を進めていくことが必要です。

「行財政構造改革」ってわかりやすく言うとどういうことですか？

区民サービスのレベルアップや、新たな行政課題に対応していくため、区の仕事や事業のやり方を改革し、区政全体を見直していくことです。

どうして、今その行財政構造改革に取り組まなければいけないのでしょうか？

地方自治法の改正により、平成12年4月、区は地方自治法上の基礎的な自治体となりました。住民に最も身近な自治体として、今まで以上に自主・自律の立場で、皆さんの生活に責任を持つことになりました。

そのため、区は昨年12月に自己決定・自己責任のもと、独自性・独創性ある区政の確立に向け、これからの区政の方向を定めた第三次長期総合計画を策定しました。

計画では、10年後の達成目標を設定し、さまざまな事業を推進していきますが、そのためには、まず、安定した行財政基盤を確立しなければなりません。そこで、これまでの行財政運営のあり方を根本的に見直し、人件費の削減や組織改正によるスリム化などの内部努力を徹底することで、財源の確保を図るとともに、より効率的・効果的なサービスを提供していく仕組みづくりに取り組む必要があるのです。

「行財政構造改革」はどんな内容ですか？

行財政構造改革の内容は、「行財政構造改革推進大綱」の中に盛り込みました。

主な内容は、平成18年度までの5年間に、内部努力の徹底や経営的視点の導入した行財政運営の確立などの課題の解決に取り組んでいくとするものです。

具体的には、

①内部努力の徹底

職員定数の削減（平成14年度は前年度比58人減）、特別職（教育長を含む）の調整手当および退職手当等の削減など。

②経営的視点を導入した行財政運営の確立

神田淡路町浴場施設の民営方式導入、保育園や学校給食の民間委託、バウチャー制度（※1）の導入、PFI（※2）等の導入、公社の見直し、事務改善など。

③区民の満足度と成果を重視する区政への転換

行政評価制度の導入など。

※1　バウチャー制度＝生涯学習の講座受講料や、保養施設料金など、使い道を限定した個人向け補助金制度。

※2　PFI＝民間資金等活用事業。公共的なサービスに民間の資金やノウハウを活用する手法の一つで、港湾施設や学校、廃棄物処理施設などで導入されている。

そのことによって、わたしたちの生活はどのように変わるのですか？

第1に、区役所内の組織再編や事務の改善に取り組み、簡素で効率的な区政運営を実現することで、区民の皆さんにとって各種申請・届け出などがわかりやすく、短時間で済ますことができるようになります。

第2に、区の職員が直接、行政サービスを提供するという、これまでのやり方のほかに、多様な実施主体・実施方法を検討し、民間活力を積極的に導入します。これにより、区民の皆さんにとって、より自分に合ったサービスの選択などができるようになります。

第3に、区民の皆さんの満足度調査や行政評価を実施します。これにより、区民の皆さんがより必要だと思う事業や重要だと感じる分野に重点的に予算を配分していくなど、区民の皆さんの意見をより一層反映していくことができるようになります。

第4に、健全な財政基盤を確立していくことで、税収の減少などの厳しい財政状況の下においても、区民の皆さんにとって必要な、新たな行政サービスやサービスのレベルアップが安定的に受けられるようになります。

本当に122億円もの削減ができるのですか？

5年間の取り組みにより、人件費抑制で約74億円、民営化や民間委託で約48億円の経費削減を見込んでいます。このうち、平成14年度予算では約16億円の削減を行いました。

職員を300人も削減して、サービスダウンにならないのですか？

事務の効率化や民間のノウハウを導入するなど、仕事のやり方等を工夫しながら、住民サービスを低下させないよう、より効率的、効果的な執行体制を組んでいきます。そして、職員の人件費削減によって余剰の出た財源について、新たな行政課題への対応やサービスのレベルアップに活用していきます。

なお、現在の千代田区における職員の1人当たり区民数は30人弱（特別区平均では職員1人当たり区民約100人）です。これは千代田区に公共施設が多いとか、あるいは小規模であっても、区役所としての組織を維持するということから、どうしても避けられない部分もあると思いますが、改革を進めることにより、おおむね職員1,000人体制を目指していきます。

これからどのように改革を進めていくのですか？

今年の3月に、区の財政運営の目指すべき姿を明らかにするため、「行財政改革に関する基本条例」を制定しました。

この条例では、行財政運営での数値目標を次のとおり定め、区民の皆さんに対する「お約束」として、取り組んでいきます。

数値目標

・経常収支比率85％程度
（平成13年度91.8％）
・人件費比率25％程度
（平成13年度31.7％）

今後、大綱に示した取り組みを着実に実施し、条例に定めた数値目標を達成していくことで行財政改革を進めていきます。

経常収支比率とは？

特別区民税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に、どの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を判断しようとする指標です。割合が高いほど財政が硬直化していることになります。なお、経常収支比率の適正水準は、一般的に70％～80％とされています。

$$経常収支比率(\%)=\frac{経常的経費充当一般財源の額}{経常一般財源総額}\times 100$$

▼主なコスト一覧（この表は、平成12年度の実績に基づいて算出しています。また、1単位あたりコストの内訳に、国・都支出金等の特定財源は入っていないため、区負担額の合計が総経費と一致しない場合があります。）

施設・サービス名	総経費 A	うち区負担分 B	うち利用者負担額 C
施設利用型サービス			
箱根千代田荘	343,461千円	177,147千円	166,314千円
湯河原千代田荘	231,285	144,420	86,865
嬬恋自然休養村	162,310	146,103	16,207
軽井沢少年自然の家（メレーズ軽井沢）	205,073	164,761	40,312
区民館・区民会館運営費	475,229	451,226	23,946
千代田万世会館	37,022	27,031	9,991
千代田区公会堂	118,438	74,656	43,782
一番町特別養護老人ホーム	609,483	323,276	32,178
社会教育会館運営費	36,660	30,387	6,273
総合体育館運営費	237,874	195,222	42,294
子どものための事業			
児童館運営費（学童クラブ）	117,351	117,351	0
保育園運営費	1,289,934	1,026,536	86,003
学校給食（小学校）	383,255	383,255	0
学校給食（中学校）	133,624	133,624	0
保田臨海学園（夏季施設）	38,062	36,458	1,604
区営住宅等の管理			
区営住宅の管理	417,277	237,709	103,960
区民住宅の管理	451,896	149,645	253,348
借り上げ型区民住宅（単独型）	230,836	129,900	100,936
その他			
地域教養講座	20,802	20,802	0
風ぐるま（乗合）事業	43,408	38,408	―
誕生月健診	206,152	159,764	0
放置自転車対策	26,549	25,816	0

1単位あたりに換算すると…

注1　総経費：施設サービスに要する経費の一覧
注2　コスト単位：コスト計算の単位（分母）となる数字
注3　利用者負担率：コスト単位あたりに占める、利用者が負担した額の割合

コスト単位（平成12年度実績） D	1単位あたりコスト 総経費 E=A/D	うち区負担分 F=B/D	うち利用者負担額 G=C/D	利用者負担率 H=G/E
施設利用型サービス				
宿泊客数 26,703	12,862円	6,634円	6,228円	48.4％
宿泊客数 18,725	12,352	7,713	4,639	37.6
宿泊客数 3,391	47,865	43,086	4,779	10.0
宿泊客数 12,165	16,858	13,544	3,314	19.7
利用件数 14,752	32,215	30,587	1,623	5.0
開館日数 351	105,476	77,011	28,464	27.0
貸出件数 314	377,191	237,758	139,433	37.0
入所定員 82	7,432,720	3,942,390	392,415	5.3
利用件数 5,704	6,427	5,327	1,100	17.1
利用者数 185,368	1,283	1,053	228	17.8
子どものための事業				
在籍児童数 213	550,944	550,944	0	0.0
在籍園児数 430	2,999,847	2,387,293	200,007	6.7
年間食数 458,090	837	837	0	0.0
年間食数 109,800	1,217	1,217	0	0.0
参加者数 1,053	36,146	34,623	1,523	4.2
区営住宅等の管理				
住宅戸数 275	1,517,371	864,396	378,036	24.9
住宅戸数 243	1,859,654	615,823	1,042,584	56.1
住宅戸数 93	2,482,108	1,396,774	1,085,333	43.7
その他				
受講者数 940	22,130	22,130	0	0.0
乗車数 56,620	767	678	―	―
受診者数 7,454	27,657	21,433	0	0.0
撤去台数 2,986	8,891	8,646	0	0.0

※移動教室・夏季施設には、年間の施設管理経費を含みます。／学校給食には、食材料費は含みません。／区営住宅管理の区負担額は、近傍同種家賃と住宅使用料の差額を区が負担した場合の金額です。／区民住宅管理の区負担額は、住宅使用料の所得に応じた減額分を区が負担した場合の全額です。／借上型の区民住宅は、賃借料につき、地代、建設費償還金相当額等を含みます。／風ぐるまの総経費は、利用料を除いた金額です。／児童館運営費はパークサイドプラザの学童クラブを除きます。

千代田区建築計画の早期周知に関する条例Q&A

問合せ 都市計画課

この条例は何を目的としているのですか？

今日、大規模な建築物の建設が原因で、建築主と周辺住民等の間でさまざまな問題が発生しています。

この条例は、建築主と周辺住民などの地域関係者の相互理解の促進と、当事者双方による地域の良好な環境づくりを実践してもらうことを目的としています。

この条例により、今後、何が変わるのですか？

この条例により、建築にかかわる問題のすべてが解決するわけではありませんが、建築主が建築計画の内容や生活環境への配慮に関する資料を、周辺住民や学校などの関係者に対して早期に示していただくことにより、地域の生活環境の維持・向上に向けて、それぞれが対等の立場で、十分な話し合いをする機会を増やすことが可能になります。

どんな建物もこの条例の対象となるのですか？

高さが20mを超える、次のいずれかに該当するものが対象です。

①延べ面積が3,000㎡以上のもの
②建築物の計画敷地から10m以内に学校等の施設があるもの
③建築物の高さと同じ距離の範囲内にある学校等の施設に日影が及ぶもの

※なお、東京都の建築紛争予防調整条例が適用される、床面積10,000㎡超の建築物についても、この条例の対象となります。

区長、建築主、周辺住民等は、それぞれどのようなことをしなければいけないのですか？

区長は、対象となる建築計画について、建築主に対してわかりやすい計画の説明を求め、建築主と周辺住民等の双方が十分な相互理解を得られるよう努めなければなりません。

一方、建築主と周辺住民等は、ともに地域を構成するものとして、建築計画に対する理解を深め、お互いに地域における生活環境の維持・向上に努めなければなりません。

どのような方法で周辺住民等への早期周知をするのですか？

建築主に建築計画の概要を示す「お知らせ標識」を、建築紛争予防調整条例に規定する設置期限よりもさらに早い時期に設置していただくことで、周辺住民等に周知しなければなりません。

具体的には、建築紛争予防調整条例では、「建築確認申請等の30日または15日前までに建築計画の概要を示す標識を設置すること」とされていますが、この条例では、「さらに60日前に『お知らせ標識』を設置すること」としています。

標識の設置を早めるほかには何かありますか？

建築主は、標識設置から7日以内に設置した旨を区長に届け出なければなりません。また、周辺住民等に対して、標識設置から15日以内に説明会を開催し、建築計画の内容はもちろん、地域の生活環境に配慮した点等を説明しなければなりません。

説明会に出席したいのですが、開催はどのようにして知ることができるのですか？

建築主は、説明会の開催日時・場所等について、開催の5日以上前に掲示および文書の配付等により周辺住民の皆さんにお知らせします。

説明会の後、建築計画に対する意見や要望を建築主に伝えたいのですが？

建築内容に関する質問や要望、意見を書面で建築主に申し出ることができます。なお、その意見・要望等の内容は区長にもご報告ください。

この条例は、いつから実施されるのですか？

今年の10月1日から施行します。

建築計画の早期周知に関する条例の適用対象となる建築物

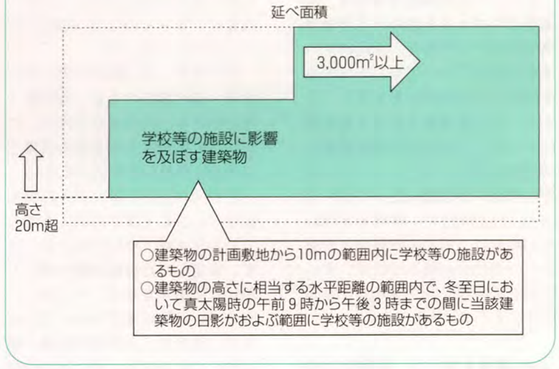

▼千代田区建築計画の早期周知に関する条例のイメージ図

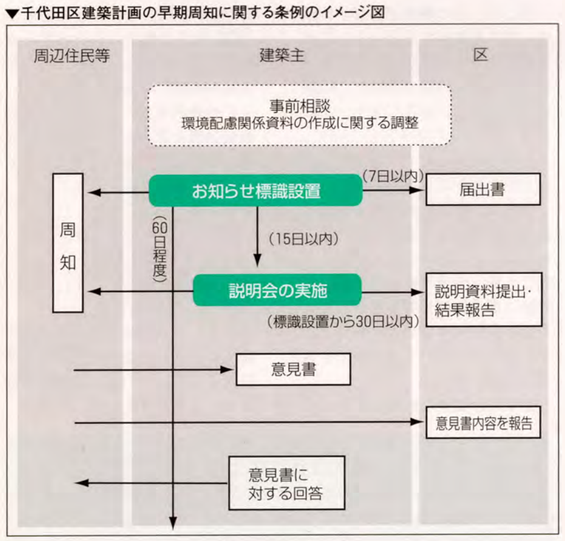

その後、千代田区あるいは東京都の「中高層建築物の建築に係わる紛争の予防と調整に関する条例」に基づく手続きを行うこととなります

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例Q&A

問合せ 土木総務課

なぜ、この条例をつくるのですか？

区では、これまでも「一般廃棄物の処理および再利用に関する条例」や「吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」により、快適な生活環境や都市環境づくりに取り組んできました。しかし、残念ながら、今日まで大きな効果が見られず、たばこや空き缶などのごみのポイ捨て、道路を占拠する看板類や違法駐車、放置自転車などによるまちの環境悪化に対する苦情や要望があとを断ちません。

悪化の一途をたどる生活環境の改善には、生活環境の整備にかかわるさまざまな規定を一本化した総合的な条例が必要であると考えました。

この条例は何を目的としているのですか？

千代田区のまちを危険で不快なものとする行為から守り、区民の皆さんをはじめ、千代田区に働き、学び、集うすべての人々が、より一層安全で快適に暮らせるまちをつくることです。

いろいろな地区指定を行うようですが、どこをどのように設定するのですか？

路上での喫煙を禁止する「路上禁煙地区」、特に環境の美化・浄化の改善を図る必要があると認められる「環境美化・浄化推進モデル地区」、「違法駐車防止重点地区」を指定していきます。

今後、地域の方々と相談しながら決めていきます。

路上禁煙地区にはどのような所を指定するのですか？

区内での、特に通勤・通学などで往来が多く、歩きたばこにより危険や迷惑が生ずるおそれがある場所やたばこの吸い殻が路上に散乱する等、環境の美化が必要であると認められる区域および路線を指定します。

▲掃いても掃いてもあとを断たないポイ捨て

路上禁煙地区では終日禁煙ですか、それとも時間帯があるのですか？

原則として終日規制を考えています。

路上禁煙地区でたばこを吸うとどうなるのですか？

指定区域内の路上では、歩きたばこはもちろん、喫煙が禁止となります。違反した方には、注意し、指定区域内では吸わないよう指導を行います。この注意・是正指導があっても、さらに違反した場合には、2万円以下の罰則(過料)が科せられます。

立ち止まっての喫煙や携帯灰皿を利用してもだめなのですか？

「路上禁煙地区」では「道路上で喫煙する行為」が禁止されます。

自動車内での喫煙もだめなのですか？

自動車の中のように、個人がもっぱら占有する空間においての喫煙を禁じるものではありません。

ただし、路上禁煙地区で、車窓などから吸い殻をポイ捨てすると過料の対象となります。

環境美化・浄化推進モデル地区にはどのような所を指定するのですか？

区内での、特に通勤・通学などで往来が多く、商店または事業所等を表示する置き看板やのぼり旗をはじめ、商品が置かれていたりチラシ配りが行われることにより、歩行者の通行を妨げたり、危険や迷惑が生ずるおそれがある所や、事故・災害時における緊急活動に支障を来す地区、ごみ等が散乱していることにより、環境の美化が必要であると認められる区域および路線を指定します。

のぼり旗、立て看板や置き看板類を道路上に出してはいけないのですか？

道路上や街路樹などにのぼり旗や立て看板を出すことは、歩行者の通行を妨げるなど危険であり、また、美観を損ねることからも、屋外広告物法や東京都の屋外広告物条例により、もともと禁止または制限されています。

また、道路法や道路交通法により、置き看板類も禁止されています。

今回の条例においても、これらの放置を禁止しています。

▲たばこのポイ捨ても立て看板も住民や歩行者にとって危険で迷惑です。

違法駐車防止重点地区にはどのような所を指定するのですか？

区内の幹線道路をはじめ、商店や大規模店舗が密集する地域の道路で、買い物客や商品の搬送者が駐車場や荷さばき場を利用せず、車両を放置することから、渋滞や交通事故を引き起こしている路線を指定します。

この条例の実施のために、区民や事業者はどんなことをするのですか？

区民・事業者の皆さんには、環境美化に自主的に取り組んでいただくため、指定地区ごとに環境美化・浄化の「推進団体」を結成し、地区内の「地域協定」を結んでいただきます。

「推進団体」は何をするのですか？

いわゆる「自治会」的な活動をしていただきます。具体的な活動内容は皆さんと相談しながら決めていきますが、主に、地域で決めていただく地域協定等を守っていただくための見回りや注意・指導をしていただくことを考えています。

「地域協定」とはどんなものなのですか？

皆さんのまちのルールです。この条例は、地域の皆さんでできることは地域の皆さん自身で行っていただくことを基本としています。

たとえば、路上に出ている看板や商品置き場等に関するルール、荷さばき車両の時間指定、まちの中での喫煙に関するルール、さらには地域としての自主的なパトロール等の活動内容を考えています。

この条例はいつから実施されるのですか？

今年の10月1日から施行します。

条例を作っただけで終わることはありませんか？

区では、条例施行までの間、あらゆる手法を活用して、この条例の周知に努めていきます。また、条例施行後は、職員はもちろんのこと、地域の方々や警察などの関係行政機関とも密接に連携・協力して、集中的かつ徹底した取り締まりを行っていきます。

区では、区民や事業所等の皆さんの主体的・具体的な行動を通じて、千代田区にかかわるすべての人々とともに、総力をあげて、安全で快適な都市環境のモデル都市を目指します。

▼「路上禁煙」地区の設定(案) 次の■の地域を提案しています。

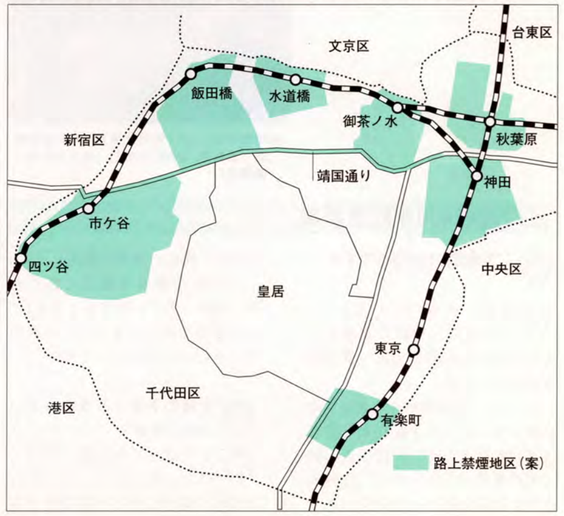

コミュニティ事業Q&A

問合せ　区民総務課

地域コミュニティ活性化事業

なぜこの事業を行うのですか？

区には、町会が中心となって築いてきた地域コミュニティの伝統があります。しかし、都市化が進み、定住人口が大幅に減少したことから、一部では地域社会を支える町会の体力が弱まり、存続を危ぶむ声さえ聞こえてきます。

区では、定住人口の回復策に力を入れるとともに、地域が元気を取り戻すためのきっかけづくりとして、この新しい事業を提案しました。

地域が活力を取り戻すためには、従来のような行政が提案して主導する形の事業ではなく、地域の皆さんの発想を大切にし、それを皆さんの手で実現していく形の事業が必要だと考えています。事業への取り組みを通して培われていく連帯感や地域意識は、将来のコミュニティを支えるエネルギーにつながり、大きな財産になるものと確信しています。

区は補助金などで区民の皆さんを側面から支援します。

今後はどうなっていくのですか？

この事業は３か年の時限事業です。

昨年は、初年度でもあり、事業の趣旨が十分に伝わらなかった部分もありましたが、会議を重ね、さまざまな意見交換を行った結果、今年３月には各地域でそれぞれのイベントが実施され、大きな成果をあげました。

２年目となる今年は、より多くの区民や企業など、皆さんの参加を得ながら、コミュニティ意識をさらに深めていただき、地域の活性化が図られることを期待しています。

▲地域コミュニティ活性化事業・富士見地区『千両まつり』(江戸消防記念会によるはしご乗り)

▲地域コミュニティ活性化事業・神田公園地区『大好き。「神田」2002』（みんなで祝う結婚式）

江戸開府400年記念事業

この事業の目的は何ですか？

江戸・東京の中心として、区には時代を経て蓄積してきた有形・無形の歴史的・文化的資産があります。

区では、江戸開府から400年の節目の年にあたる平成15年を記念事業の年ととらえ、千代田区の魅力を再発見するとともに、伝統的文化を継承し新しい文化を創造するため、幅広い事業を実施します。

この記念事業を通して広く全国、世界へアピールするとともに、千代田区全体のエネルギーを高めていきたいと考えています。

今後の予定はどうなっているのですか？

今年は、区や民間で行うイベント等のうち、江戸開府400年の趣旨に沿った事業をプレイベントとして位置付け、６月24日にスタートしたホームページ「江戸net」URL http://edo400.netともども、事業への気運を盛り上げていきたいと考えています。

来年の記念事業については、実行委員会がまとめた基本構想に基づく17の事業について、具体的な計画案を近く発表する予定です。

江戸開府400年
400th ANNIVERSARY OF THE EDO SHOGUNATE
▲江戸開府400年記念事業シンボルマーク

ちよだフェス

なぜこの事業を続けているのですか？

ちよだフェスは、千代田区に住み、働き、学び、集う100万人の企業・在勤者・在住外国人・区民等が交流を図るイベント事業として平成５年に始まりました。

それぞれの代表者からなる実行委員会が運営する手作りのお祭りとして、皆さんに親しまれています。

昨年は入場者が初めて５万人を突破するなど、10年が経過した現在でも、区のコミュニティ・イベントの中心として大きな役割を果たしています。

今年のちよだフェスはどんな予定ですか？また、今後どうなるのですか？

今年度のちよだフェスは、来年行われる江戸開府400年記念事業のプレイベントとして趣向を凝らし、10月４日㈮・５日㈯の２日間にわたって、靖国神社を会場に開催されます。また、地域コミュニティ活性化事業の一部が参加して、会場をにぎやかに盛り上げる予定です。ご期待ください。

また、今後のちよだフェスは、地域コミュニティ活性化事業の成果や、来年行われる江戸開府400年記念事業などを通じて、より一層の工夫や改善の方向について、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

▲ちよだフェスのにぎわい

町名由来板

町名由来板というのは何ですか？

区内の各町名の由来や、周辺の古地図および案内地図等を納めた案内板のことです。

なぜ由来板を設置するのですか？

町の名前は、区が有する歴史的・文化的資産のひとつです。しかし、時代の変遷とともに、多くの人に親しまれた町名や由緒ある町名が姿を消しています。

そこで、江戸開府400年という機会に、歴史的意義のある町名を未来に残すため、区内各所に町名の由来を示した案内板を設置します。

地域で暮らし、働く人々が愛着を持つことができるコミュニティのモニュメント(記念碑)となることを目指すとともに、周辺の案内図などを入れることにより、わかりやすいまちづくりに資するものとし、あわせて江戸開府400年記念事業の一環として観光資源としての活用も考えていきます。